

平成31年4月
堺市契約課

解体工事業の取扱いについて

解体工事業に係る建設業許可の経過措置終了後（平成31年6月1日以降）に本市が発注する解体工事への入札参加について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 建設業許可について

入札参加申請締切日時点で「解体工事業」の許可を有すること。

2 経営事項審査について

事後審査書類提出日時点で「解体工事業」について有効な経営事項審査を受審していること。

なお、経審点数の要件については、各案件の公告をご確認ください。

3 その他

解体工事業に対応する監理技術者資格又は主任技術者資格については、平成33年3月31日まで引き続き経過措置が適用されます。詳細は、国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000041.html) をご確認ください。